

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第9号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和39年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書類の経由等) 第24条 法、政令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、毒物劇物取扱者試験に係るものにあっては保健所長、その他のものにあっては申請又は届出に係る製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）を経由しなければならない。ただし、高松市又は県外に住所を有する者の毒物劇物取扱者試験に係る書類については、この限りでない。	(書類の経由等) 第24条 法、政令及びこの規則の規定により <u>厚生労働大臣</u> 又は知事に提出する書類は、毒物劇物取扱者試験に係るものにあっては保健所長、その他のものにあっては申請又は届出に係る製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）を経由しなければならない。ただし、高松市又は県外に住所を有する者の毒物劇物取扱者試験に係る書類については、この限りでない。
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。